

科学警察研究所における動物実験等の適正な実施に関する規程

平成28年9月5日

科学警察研究所規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、科学警察研究所（以下「研究所」という。）において動物実験等を適正に実施するため、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年8月30日環境省告示第84号）」（以下「飼養保管基準」という。）、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議作成）」（以下「ガイドライン」という。）等の関連する法令等に留意し、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び職員の安全確保の観点から、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう（施設に導入するため搬送中のものを含む。）。
- (3) 飼養保管施設 実験動物の飼養又は保管管理を行う施設をいう。
- (4) 実験室 動物実験等を行う施設をいう。
- (5) 動物実験計画 動物実験等を実施するために事前に立案する計画をいう。
- (6) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- (8) 管理責任者 実験動物及び飼養保管施設を管理する者をいう。
- (9) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する、管理責任者を補佐し、実験動物を管理する者をいう。

(10) 法令等 動物愛護管理法、飼養保管基準、ガイドライン等の動物実験等に関連する法令等をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験等は、動物実験等の国際原則である3Rの理念（代替法の利用（Replacement）（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。以下同じ。）、使用数の削減（Reduction）（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることなどにより実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。以下同じ。）及び苦痛の軽減（Refinement）（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。以下同じ。））に基づき、適正に実施しなければならない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、研究所において実験動物を用いて行われる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を研究所以外の機関に委託等するときは、委託先においても、法令等に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。

3 第3条第2号に定める実験動物以外の動物を用いる実験等においても、本規程の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(所長の責務)

第5条 科学警察研究所長（以下「所長」という。）は、研究所における動物実験等の実施に関して最終的な責任を有し、動物実験計画の承認、動物実験等の実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検及び評価その他動物実験の適正な実施のために必要な措置を講ずる。

2 所長は、前項に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、所長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の内容に関すること。
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - (3) 実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - (4) 動物実験等に関する教育訓練の内容及び体制に関すること。
 - (5) 動物実験等に関する自己点検・評価に関すること。
 - (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、所長が指名した次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(動物実験計画)

- 第7条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書（別記様式1）を作成し、所長に提出しなければならない。
- (1) 研究の目的、意義及び必要性について慎重に検討すること。
 - (2) 代替法の利用を考慮すること。
 - (3) 使用数の削減に配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減を行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 所長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、当該動物実験計画に係る審査を委員会に諮問し、その結果を踏まえて承認又は却下する。
- 3 所長は、前項の結果を動物実験等の承認に関する決定通知書（別記様式2）をもって、動物実験責任者に通知する。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について所長の承認を得なければ、動物実験等を行うことができない。
- 5 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更又は中止するときは、動物実験計画変更（中止）届（別記様式3）を作成し、所長に提出しなければならない。

- 6 所長は、動物実験責任者から動物実験計画変更（中止）届の提出を受けたときは、必要に応じて当該変更点に係る審査を委員会に諮問することができる。

（実験方法）

第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令等、本規程、動物実験計画書に記載された事項及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された飼養管理施設及び実験室において動物実験等を行うこと。
 - (2) 安全管理に注意を払うべき動物実験等（物理的・化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び研究所における関連する規程等に従うこと。
 - (3) 動物実験等の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (4) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等を実施した後、又は複数年度に渡って実施するときは年度ごとに、使用動物数、成果等について、動物実験実施結果報告書（別記様式4）により、所長に報告しなければならない。
- 3 所長は、動物実験等の実施結果について、委員会に通知し、その助言をもとに必要に応じて動物実験責任者に改善を指示する。

（施設）

第9条 管理責任者は、実験動物の適正な管理及び動物実験等の実施に必要な飼養保管施設及び実験室の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理責任者は、飼養保管施設を、実験動物の生理、生態、習性、飼養保管数等に応じた適切なもので、実験動物が逸走しない構造及び強度を有するものにしなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとするときは、当該動物実験等に使用する飼養保管施設及び実験室について、所長の承認を得なければならない。
- 4 飼養保管施設に、実験動物管理者を置く。

（実験動物の飼養、保管及び輸送）

第10条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の飼養、保管及び輸

送に当たっては、飼養保管基準を踏まえ、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- 2 動物実験責任者は、実験動物を購入するときは、法令等に基づき実験動物の管理を適正に行っている事業者から入手しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、実験動物の飼養及び保管を所長に承認された飼養保管施設で行わなければならない。
- 4 動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、動物実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に給飼及び給水を行わなければならない。
- 5 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物に必要な健康管理を行い、実験目的以外の傷害や疾病の予防又は適切な治療等を行わなければならない。
- 6 動物実験責任者は、動物実験等を実施した後、又は複数年度に渡って実施するときは年度ごとに、当該動物実験等において飼養及び保管した実験動物の種類、飼養匹数等について、実験動物飼養保管記録書（別記様式5）により、実験動物管理者に報告しなければならない。
- 7 実験動物管理者は、年度ごとに、前項により報告された実験動物飼養保管記録書を点検し、所長に報告しなければならない。

（安全管理）

第11条 管理責任者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び動物実験実施者の健康について必要な管理に努めるとともに、実験動物による人への危害防止に努めなければならない。

- 2 管理責任者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、実験動物が施設から逸走しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、人に危害を加える恐れのある実験動物が飼養保管施設外に逸走した場合は、速やかに関係機関に連絡しなければならない。
- 5 動物実験責任者は、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう、実験動物の死体を適切に処理しなければならない。
- 6 管理責任者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置についての計画を別紙のとおり作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

(教育訓練)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした所定の教育訓練を受けなければならない。

- 2 前項の教育訓練は、委員会が開催する。
- 3 教育訓練の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価・検証)

第13条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を所長に報告する。

- 2 委員会は、管理責任者、実験動物管理者又は動物実験責任者に、自己点検・評価に必要な資料を提出させることができる。
- 3 所長は、自己点検・評価の結果について、研究所外の者による検証を受けるよう努める。
- 4 自己点検・評価及び検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第14条 所長は、研究所における動物実験等の実施状況に関する情報について、個人情報や研究情報の保護等に配慮しつつ、毎年1回程度適切な手段により公表する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月5日から施行する。

動物実験計画書

科学警察研究所長 殿

動物実験責任者
研究室
氏名

印

新規 継続

1	研究開発課題名						
2	動物実験実施者 (動物実験責任者を 含む)	研究室名	氏名		教育訓練受講歴		
					□受講済 () □今回受講		
					□受講済 () □今回受講		
					□受講済 () □今回受講		
					□受講済 () □今回受講		
3	実験実施期間	承認後 ~ 平成 年 月		中止・終了等	平成 年 月 日		
4	飼養保管施設 及び実験室	飼養保管施設			実験室		
5	実験動物導入時期及 び飼養期間	導入時期	平成 年 月 頃		飼養期間 (該当するものに○)	およそ 日・週・月・年間	
6	使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	備考
7	研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)					
		実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)					

8	特殊実験区分 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/> 1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL-1 <input type="checkbox"/> BSL-2 <input type="checkbox"/> BSL-3 <input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 <input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験
9	動物実験等の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 教育 <input type="checkbox"/> 2. 試験・研究 <input type="checkbox"/> 3. その他 ()
10	動物実験等を 必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 <input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 <input type="checkbox"/> 3. その他 ()

11	想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> B. 動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 <input type="checkbox"/> C. 動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> D. 回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の実験動物に、耐えうる限界に近い、またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。
12	動物の苦痛軽減 排除の方法 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 <input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 <input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:) <input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 <input type="checkbox"/> 5. その他 (具体的に記入:)
13	安楽死の方法 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:) <input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法) <input type="checkbox"/> 4. その他 (具体的に記入:) <input type="checkbox"/> 5. 安楽死させない(その理由を記入:)
14	動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 外部業者に委託 <input type="checkbox"/> 2. その他 (具体的に記入:)
15	その他必要または 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、所内の関連委員会への申請状況等を記入)

委員会記入欄	受付日: 平成 年 月 日	受付番号:
	審査日: 平成 年 月 日	承認番号: (後日記載)
	意見等	
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、科学警察研究所における動物実験に関する規程等に適合する。 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、科学警察研究所における動物実験に関する規程等に適合しない。 <input type="checkbox"/> 計画の一部変更が必要である。 <input type="checkbox"/> 計画の再検討が必要である。 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入:)	

動物実験計画の承認に関する決定通知書

動物実験責任者

研究室
殿

科学警察研究所

所長

公印

貴殿より申請のあった動物実験計画については、以下のとおり決定したので通知する。

1	研究開発課題名	
2	区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付き承認 (条件等:) <input type="checkbox"/> 却下
3	承認番号	

動物実験計画変更(中止)届

科学警察研究所長 殿

動物実験責任者
研究室
氏名

印

変更 中止

1	研究開発課題名		
2	承認番号		
3	変更事項	<input type="checkbox"/> 動物実験実施者の追加・削除 <input type="checkbox"/> 実験実施期間の変更 <input type="checkbox"/> 使用動物数の変更 <input type="checkbox"/> 使用動物種の変更 <input type="checkbox"/> その他	
4	変更点 (具体的に 記入)	変更前	変更後
5	変更(中止) 理由		

- 注) 1 承認された動物実験計画書(写)を添付すること。
 2 変更内容によっては、動物実験委員会による審査が行われることがある。
 3 中止の場合は、3及び4に斜線を記入すること。

動物実験実施結果報告書

科学警察研究所長 殿

動物実験責任者
研究室
氏名

印

1	研究開発課題名	
2	承認番号	
3	実験結果	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施 ^{注1} <input type="checkbox"/> 中止 ^{注1}
4	結果の概要	
5	成果 ^{注2} (予定を含む)	
6	備考	

注) 1 動物実験計画変更（中止）届が提出されていること。

2 得られた業績（論文、学会発表、知的所有権等）について記載。

実験動物飼養保管記録書

実験動物管理者 殿

動物実験責任者
研究室
氏名

印

1	研究開発課題名						
2	承認番号						
3	飼養・保管動物	動物種	系統	性別	匹数	入手先	備考
4	飼養履歴	日付	概要 ^{注1}				
5	病歴等	日付	概要 ^{注2}				
6	特記事項等						

注) 1 入手、移動、実験、処分、譲渡等を記入すること。
2 実験目的以外の疾病、傷害、処置等を記入すること。

緊急時対策マニュアル

平成28年9月5日

管理責任者

このマニュアルは、科学警察研究所における動物実験等の適正な実施に関する規程（平成28年科学警察研究所規程第3号）第11条第6項に基づき、科学警察研究所（以下「研究所」という。）において動物実験等を行う職員が、地震や火災等の緊急時（以下「災害等」という。）にとるべき対応を定めるものである。

1 管理責任者、実験動物管理者及び動物実験実施者（以下「管理責任者等」という。）の対応

(1) 初期対応

災害等発生時には、まず負傷者の確認と必要な救援措置にあたりとともに、身体の安全確保を行う。火災の場合、出火規模が小さければ初期消火等を行うとともに、爆発等の二次災害の防止措置を行う。

(2) 実験中の動物への対応

原則として、災害等発生時には動物が飼養保管施設又は実験室の外に逸走しないよう、実験中の小動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻し、覚醒している大動物は繋留するなどの対応を行う。

(3) 使用中の機器への対応

使用中の機器は、直ちに運転を停止する。

(4) 使用中の試薬への対応

使用中の試薬は、落下しないよう床に置くなどの対処をする。発火性・爆発性のある試薬については、各試薬の化学物質等安全データシートに従って対応する。

(5) ガス、電気、酸素ボンベ等への対応

使用中のガス、電気、酸素ボンベ等は、直ちに使用を中止し、元栓等を締める。

(6) 飼養管理施設及び実験室からの脱出

近くの非常口又は階段を使用して脱出する。脱出時には、動物が逸走しないよう、必ず扉を閉める。

(7) 通報等

ア 周囲に大声で事態を知らせるとともに、館内放送を依頼する。

イ 動物実験実施者は、動物実験責任者に連絡をする。

ウ 災害等の連絡を受け取った動物実験責任者は、直ちに管理責任者に連絡する。

(8) その他

ア 夜間動物実験を行う場合は、停電を想定して、懐中電灯等を用意する。

イ 研究所において災害対策本部が設置された場合には、その指示に従う。

2 緊急連絡網

(1) 災害等発生時は、総務課庶務係（内線2113）に通報する。

(2) 緊急時の電話連絡等は、研究所の緊急連絡先系統図に従う。

3 研究所内及び研究所外への連絡体制

(1) 研究所内への報告

管理責任者等は動物実験委員会と対応を協議し、動物実験委員会委員長が科学警察研究所長に状況報告を行うとともに、必要に応じて速やかに研究所内への支援の要請を行う。

(2) 柏市及び柏警察署（以下「柏市等」という。）への報告

動物の逸走、周辺環境汚染の恐れ等がある場合、管理責任者等は動物実験委員会と対応を協議し、動物実験委員会委員長が柏市等へ状況報告を行うとともに、必要に応じて支援の要請を行う。

(3) 警察庁への報告

柏市等への報告と合わせて、動物実験委員会委員長が警察庁へ状況報告を行う。

(4) 連絡すべき内容

ア 逸走した動物名

イ 逸走した動物の形態の特徴（大きさ、色等）

ウ 逸走した動物の危険性の内容（噛まれる可能性がある、力が強い等）

エ 逸走を確認した日時

オ 逸走時の状況（どのように逸走したか）

カ 現在の対応状況

4 復旧対策

災害等発生時から以下の対応を行う。

(1) 管理責任者等は速やかに出勤する。

(2) 管理責任者等は、直ちに安全確認後に飼養保管施設及び実験室内に入り、状況を把握する。

- (3) 飼養保管体制（動物への給餌・給水、汚物処理、清掃等）を復旧させる。
- (4) 研究所周辺の被災状況及び復旧の見通しを確認し、実験動物の健康管理や適切な飼養保管が困難になると予想される場合には、管理責任者等が協議し、実験動物を安楽死させる。
- (5) 実験室の被災状況、実験中の実験動物に対する対応、逸走状況等について、動物実験委員長は、必要に応じて科学警察研究所長に報告する。

5 緊急時の準備

- (1) 飼料、飲水、飼養機材等は、十分な備蓄を行う。
- (2) 二次災害が発生するおそれのある危険物、可燃物、薬品等は適正な管理と保管を行う。
- (3) 非常口の確保と点検を行う。
- (4) 避難経路の確認を行う。